

令和5年3月30日  
港湾局計画課

## 「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」の告示について

国土交通省は、港湾における脱炭素化の推進等に向けた「港湾法の一部を改正する法律」が令和4年12月16日に一部施行されたことに伴い、「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)を変更し、本日告示しました。

### 1. 基本方針とは

基本方針は、国の港湾行政の指針として、また、港湾管理者が個別の港湾計画を定める際の指針として、港湾法に基づき国土交通大臣が定めるもの。

### 2. 基本方針の変更概要

現行の基本方針は令和2年3月に変更したのですが、港湾における脱炭素化の推進等に向けて「港湾法の一部を改正する法律」が令和4年12月16日に一部施行されたことに伴い、交通政策審議会港湾分科会での審議等を踏まえ、変更を行いました。

基本方針の変更概要は以下のとおりです。

- ・ 港湾における脱炭素化の推進を図るため、港湾の役割や官民の関係者による脱炭素化への取組等について内容を追加。
- ・ パンデミック・災害の際の港湾機能の確実な維持を図るため、感染症の感染拡大等の新たなリスクが発生した場合の国による体制強化に関する事項を更新。
- ・ 港湾の管理、利用等の効率化と質の向上を図るため、民間の活力を最大限活かして、緑地等の再整備等を効果的に推進することについて内容を追加。
- ・ 気候の変動への適応として港湾等の役割を果たすため、臨海部の防災・減災対策等について内容を追加。また、港湾における電子化の推進を図るため、「サイバーポート」の構築等の取組等について内容を更新。
- ・ その他、本格的なクルーズの再開を目指した取組等に関する事項を追加又は更新。

### 3. その他

変更後の基本方針は、国土交通省ホームページをご参照ください。

( [https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr1\\_000025.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000025.html) )

国土交通省では、新しい基本方針について広く周知しご理解を頂きながら、港湾行政を進めてまいります。

問合せ先：港湾局計画課 河田、服部、宮内  
TEL：03-5253-8111（内線46333）  
03-5253-8669（直通）

# 基本方針の概要

## ○基本方針とは

基本方針は、国の港湾行政の指針として、また、港湾管理者が個別の港湾計画を定める際の指針として、港湾法に基づき国土交通大臣が定めるもの。

## ○基本方針の構成

### 基本的な考え方

・我が国が直面する課題・問題意識や物流・人流等を取り巻く情勢、それらへの対応の考え方等について整理し明示

(港湾)

### 第Ⅰ章 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

- 1 特に戦略的に取り組む事項
- 2 引き続き重点的に取り組む事項
- 3 時代の変化に対応するとともに生産性の高い港湾マネジメントの推進に向けて取り組む事項

・港湾政策の方向性について、「1 特に戦略的に取り組む事項」、「2 引き続き重点的に取り組む事項」、「3 時代の変化に対応するとともに生産性の高い港湾マネジメントの推進に向けて取り組む事項」に分けて網羅的に明示

(開発保全航路)

### 第Ⅲ章 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項

- 1 海上交通の安全性、安定性及び効率性を支える開発保全航路等の開発、保全及び管理の方向
- 2 開発保全航路の配置

・港湾区域外に配置される、開発保全航路及び緊急確保航路について、役割並びに開発、保全及び管理の方向性を明示

### 第Ⅱ章 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

- 1 特に戦略的に取り組む事項に係る基本的な事項
- 2 引き続き重点的に取り組む事項に係る基本的な事項

・第Ⅰ章を踏まえ、政策ごとに、港湾の配置、機能及び能力について明示

### 第Ⅳ章 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

- 1 自然環境の積極的な保全
- 2 多様化する環境問題への対応
- 3 環境の保全の効果的かつ着実な推進

・港湾及び開発保全航路の整備時の環境配慮の考え方を明示  
・多様化する環境問題(地球温暖化、リサイクル等)への対応策を明示

### 第Ⅴ章 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項

- 1 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
- 2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項
- 3 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

- 1 一つの経済圏/生活圏/海域における港湾相互間の連携の考え方を明示
- 2 港湾管理者と民間企業等の連携による港湾の効果的な利用の考え方を明示
- 3 国策として進める国際戦略港湾のターミナル運営の考え方を明示

■ : 章立て  
--- : 各章の考え方

## 今回の基本方針の変更についての主な内容

➤「港湾法の一部を改正する法律(令和4年法律第87号)」で示された内容等を反映する変更を行う

### ○法改正に伴う変更内容

・「**港湾における脱炭素化の推進**」 (第Ⅴ章-2-(4)等に記載)

→我が国の港湾及び臨海部産業の競争力の強化並びに脱炭素社会の実現に向けて、水素・アンモニア等の活用促進に必要となる港湾の役割や官民の関係者による脱炭素化への取組等について内容を追加する。

・「**パンデミック・災害の際の港湾機能の確実な維持**」 (第Ⅰ章-1-(3)等に記載)

→感染症の感染拡大等の新たなリスクが発生した場合においても港湾機能を確実に維持するため、国が港湾管理者を支援する体制を強化することについて内容を更新する。

・「**港湾の管理、利用等の効率化と質の向上**」 (第Ⅴ章-2-(5)等に記載)

→地域の交流拠点としての役割を担う港湾の緑地等の老朽化や魅力の低下等に対応するため、民間の活力を最大限活かして、緑地等の再整備と魅力向上とを効果的に推進することについて内容を追加する。

・「**気候の変動への適応のため果たすべき港湾等の役割**」 (第Ⅰ章-1-(3)等に記載)

→気候変動を考慮した臨海部のハード・ソフト一体となった防災・減災対策等について内容を追加する。

・「**港湾における電子化を推進**」 (第Ⅰ章-3等に記載)

→港湾に関する様々な情報の電子化を図るため、「サイバーポート」の構築等の取組等について内容を更新する。

### ○その他の変更内容

・「**観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用**」 (第Ⅰ章-1-(2)等に記載)

→本格的なクルーズの再開を目指し、関係者で連携し取組を加速することについて内容を更新する。

・「**農水産品等を輸送する物流施設等の確保**」 (第Ⅰ章-1-(1)等に記載)

→農水産品等を輸送する物流施設等の確保について内容を更新する。

・「**作業船の安定的な係留場所の確保**」 (第Ⅱ章-2に記載)

→作業船の安定的な係留に必要な場所の確保について内容を追加する。

等